**令和６年度より「加入・履行証明書」の発行基準が変わります**

近年の官民一体となった働き方改革への取り組みや建設業の就労実態の変化等に対応するため、令和６年度より受付する加入・履行証明願については、現場就労(掛金納付対象)日数に応じた掛金納付をしているかにより、適正履行を確認する基準に改正を行います。

また、共済手帳受払簿・共済証紙受払簿は令和６年度より様式が変更となります。

なお、引き続き加入・履行証明書発行手続きにおける審査の徹底により時間を要することから、証明願の受付及び証明書の発行は原則**[郵送対応]**とさせていただきます。大変ご不便をお掛けすることとなり誠に申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、当支部の方までお問い合わせください。

《加入・履行証明書の発行手続》

〇経営事項審査申請用

①FAXにて内容確認

・[証明願（新様式）](http://ibaken.or.jp/wp/wp-content/uploads/2024/03/kanyurikou-shoumeinegai2024.pdf)

　　　・[手帳受払簿（様式029号）](http://ibaken.or.jp/wp/wp-content/uploads/2024/03/techoukebaraibo2024.xlsx)

　　　・[証紙受払簿（様式030号）](http://ibaken.or.jp/wp/wp-content/uploads/2024/03/shoushiukebaraibo2024.xlsx)

　　　・[被共済者就労状況報告書兼証紙交付依頼書（事務受託様式2号）](http://ibaken.or.jp/wp/wp-content/uploads/2021/09/shuroujoukyou-houkokusho-shoushikouhuiraisho20210908.pdf)

　　　　　※元請・下請間での証紙の受渡しがある場合

（決算期間内において最も請負金額の大きい工事に関する報告書）

・直前3年の工事施工高（土木事務所受付後のもの）

　　　・共済手帳の表紙の写し（全員分）

* **決算期間内に適正に履行がされていない場合は、証明書は発行できません。**

➡[（建設業退職金共済事業加入・履行証明書の発行基準の改定について）](http://ibaken.or.jp/wp/wp-content/uploads/2024/03/kanyurikou-shoumeisyo-hakkoukijun-kaisei2024.pdf)

　　②当支部から確認の連絡後郵送

　　　・証明願（複写1部又はダウンロード2枚）

　　　・手数料（郵便小為替）

・切手の貼った返信用封筒

〇入札参加資格申請用

　　・証明願（複写1部又はダウンロード2枚）

　　・経営事項審査用で既に発行している証明書の写し

　　・手数料（郵便小為替）

　　・切手の貼った返信用封筒

建退共　茨城県支部

TEL　029-225-0095

FAX　029-225-1158